

回 覧

平成24年3月1日 (三股町役場)

.
.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

◀今回の目次 ▶

【担当課】 【No.】 【内 容】

環境水道課 表紙 ◆愛犬のしつけ・マナー教室開催のお知らせ

◆夜から朝にかけてのイヌの放し飼いはやめましょう

- ◆「三股町環境基本条例案」に関する町民の皆さんの意見（パブリックコメント）を募集します。

総務課

◆町ホームページバナー広告を募集します

- ◆宮崎県防災・防犯情報メールサービスのご案内
◆都城市消防局管内での火災情報案内



◆宮崎空港発着の国際線を利用して韓国・台湾へ

産業振興課

- ◆森林所有者などの皆さんへ

◆海外での口蹄疫の発生情報

- ◆農業者年金（積立年金）に加入しませんか

健康管理センター

◆「三州健康教室」を開催します

- ◆平成24年度に小学校に入学するお子さんの保護者の皆さんへ

福祉課

◆宮崎県認知症疾患医療センター研修会のご案内

- ◆戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求期限が近づいています

相談ごと

◆「ふれあい福祉相談」のご案内

◆「交通事故無料相談」のご案内

◆「人権相談」のご案内



⑩ 環境水道課からのお知らせ

◆愛犬のしつけ・マナー教室開催のお知らせ

日常生活に必要で実用的なしつけの訓練や、言うことを聞かない、散歩のとき引っ張る、人に飛びつく、イヌの育て方が分からないなどでお困りの人、どしどしご参加ください。

また警察犬の実演、アジリティー（犬の障害物競走）の模範演技・体験なども行なわれます。昨年は小林市でも開催し、多くの方が参加しました。警察犬公認訓練士がしつけの仕方、育て方など細かいところまで丁寧に指導します。

【日 時】 3月18日（日） 午前10時から正午まで ※小雨決行

【場 所】 多目的広場（元気の杜南側）

【参加料】 無 料

【指 導】 支部所属の訓練士

【主 催】 社団法人 日本警察犬協会宮崎中央支部



※お問い合わせは、キジマ警察犬訓練所 担当：福永

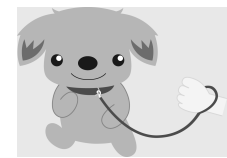
（☎0985-75-9770 FAX 0985-75-9791）

◆夜から朝にかけてのイヌの放し飼いはやめましょう

イヌを夜から朝にかけて放す人がいます。

近所の敷地でのフン、人をかんだり交通事故などの

問題が起こらないように、飼い主はマナーと責任を持って飼いましょう。



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階⑩番窓口）

（☎52-1111・内線264・265）にお願いします。

◆「三股町環境基本条例案」に関する町民の皆さんの意見（パブリックコメント）を募集します。

【意見募集の趣旨】

21世紀は環境の世紀、三股町の環境行政の基本となる環境基本条例を制定し、役場・町民・事業者と一緒に自然豊かで快適な環境を作っていこうというものです。

現在、その実現に向け「三股町環境基本条例案」を、三股町環境審議会の15人の委員と一緒に検討しています。今回検討している条例の素案を町民の皆さんに公表し、意見を募集します。

募集期間	3月1日（木）～3月30日（金）
閲覧資料	三股町環境基本条例（案）逐条解説
閲覧配布場所	1 役場 環境水道課（2階 ⑩番窓口） ※閲覧時間は、月曜～金曜の午前8時30分～午後5時まで（土・日、祝日は除きます） 2 町ホームページのパブリックコメントページ
意見の提出方法 提出先	「意見等提出書」に日本語で案件名、住所、氏名、電話番号などを必ず記載し、環境水道課に書面を持参、郵送、FAX または電子メールに添付し提出してください。 ※様式は、環境水道課にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。
ご意見の取扱・公表	(1) 寄せられたご意見などを考慮して条例素案に反映させるとともに、ご意見などの概要、これに対する町の考え方を公表します（住所、氏名などの個人情報には公表しません）。 (2) 寄せられたご意見などをもとに、案を修正したときには、修正内容、その理由についても公表します。 (3) 寄せられたご意見などに対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
公表場所・方法	(1) 環境水道課での閲覧 (2) 町のホームページのパブリックコメントページへの掲載

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）
（☎52-1111・内線264）をお願いします。

⑧ 総務課からのお知らせ


◆町ホームページバナー広告を募集します

広告掲載などを行う広告媒体の種類・・・三股町ホームページ	
規 格	(1) サイズ：縦40ピクセル×横160ピクセル (2) データ容量：10キロバイト以内 (3) 形式：GIF（アニメーション不可）、JPEG、PNG
掲載位置	三股町 ホームページトップの右側に掲載
契約期間	① 4/1～9/30 （6カ月） ② 10/1～3/31 （6カ月） ③ 4/1～3/31 （12カ月）
掲載期間	《1》連続掲載 6カ月間 ～ 最長12カ月間 ※連続掲載のみ初回登録の3カ月間無料 ※ただし、掲載期間は契約期間を超えることはできない 《2》スポット掲載 1カ月単位 ※料金は掲載月ごと
広告掲載料 （1カ月）	町内に事業所のある企業・自営業 5,000円（消費税込） 町内に事業所のない企業・自営業 9,000円（消費税込）
募集方法	三股町ホームページ、「広報みまた」などで募集
募集締切り	3月16日（金）
選定方法	広告審査委員会の承認による
申し込み 方法	三股町ホームページ内にある『広告掲載のご案内』から「三股町町有資産広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、バナー広告原稿（データ）と会社の概要の分かるパンフレットなどを添えてお申し込みください。
注 意	「三股町広告掲載要綱」の規定により掲載できない場合があります

※お申し込み・お問い合わせは、総務課 情報システム係
（☎52-1111・内線248）をお願いします。

◆ 宮崎県防災・防犯情報メールサービスのご案内

県では、防災・防犯情報を電子メールで携帯電話やパソコンに配信しています。登録・情報料は無料です（ただし、受信にかかる通信料は自己負担となります）。

随時配信	県内各市町村	防災情報	
	宮崎県警	防犯情報	
	各消防本部（局）	消防情報	
自動配信	気象協会発表	気象情報（注意報・警報）、地震情報、津波情報、台風情報、火山情報	
※震度5以上の地震や津波到達時には、ご自分の安否を知らせることができる安否確認メールも利用できます。			

※可能な限り最新情報の配信に努めていますが、実際の状況と異なる場合があります。

登録はこちらから

<https://www.fastalarm.jp/miyazaki/htdocs/index.php>

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
（☎ 52-1111・内線231）をお願いします。

◆ 都城市消防局管内での火災情報案内

三股町を含む都城市消防局管内の火災などの情報は、次の方法がありますのでご利用ください。

- ・携帯メール・パソコンを利用する場合
⇒ 「宮崎県防災・防犯情報メールサービス」に登録
- ・音声案内を利用する場合
⇒ 「都城市消防局火災案内」☎22-8500へ電話

◎火災発生時にサイレンを鳴らした際、役場に電話が殺到し、つながりにくくなりますので、ぜひご利用ください。

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
（☎ 52-1111・内線231）をお願いします。



◆ 宮崎空港発着の国際線を利用して韓国・台湾へ

宮崎空港から、国際定期便 ソウル線（韓国）と台北線（台湾）が運航しています。宮崎からソウルまでは約100分、台北までは120分！
宮崎空港から直接、身近な海外「韓国・台湾」へ行ってみませんか。

ソウル線と台北線を利用する6人以上の団体には、宮崎空港振興協議会（事務局：県総合交通課）より一定の補助があり、お得となっています。

【団体利用補助】

団体の人数に応じて交流活動に必要な経費の一部を補助します。
（要件） 6人以上の団体であること
（補助額） 団体の人数によって、補助額が異なります



団体の人数	補助額	団体の人数	補助額
6～9人	3万円	25～29人	12万5,000円
10～14人	5万円	30～39人	15万円
15～19人	7万5,000円	40人以上	20万円
20～24人	10万円		

※ 県外団体（団体の半分を超える人が県外居住者の場合）は、上記補助額の6割になります。

※ 片道のみ利用した場合は、上記補助額の半額となります。

【宮崎空港送客バス支援】

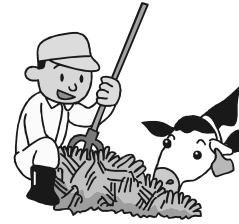
ソウル線、台北線を利用するため、借り上げ（チャーター）するバスやジャンボタクシーを使用する団体に、バスなどの借り上げ代金の一部を補助します。

- （要件）①6人以上の団体であること
②バスなどの借り上げ代金の総額が、片道1台あたり1万円以上であること
- （補助額）バスなどの借り上げ代金総額の1/2以内
※上限は片道3万円（ジャンボタクシーは片道1万8,000円）

※お問い合わせは、宮崎空港振興協議会（県庁総合交通課）
（☎0985-26-7038）をお願いします。

⑫ 産業振興課からのお知らせ

◆森林所有者などの皆さんへ



平成23年4月に「森林・林業再生プラン」を具体化していくため森林法が改正され、次のような制度を新設したり、充実させました。

【森林経営計画制度の新設】

今年4月から森林経営計画が作られます。今後は、森林経営計画を作成していない森林は、植栽などの国庫補助事業を原則受けられなくなります。

【森林の所有者届出制度の新設】

4月以降、新たに森林の土地所有者になった人は、市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者	個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地（面積に関係なく）を新たに取得した人。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約（都市計画区域以外の場合は1畝以上）の届け出を提出されている人は対象外です。
届出期間	土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届け出をしてください。
届出書記載事項	①届出者と前所有者の住所氏名②所有者となった年月日③所有権移転の原因④土地の所在場所・面積、土地の用途など 添付書類①登記事項証明書（写しも可）または、土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し②土地の位置を示す図面

【無秩序な伐採、造林未済地の防止の強化】

今年4月以降、市町村長は伐採届け出をせずに伐採した者が伐採後の造林をしておらず、災害を発生させるおそれなどがあると認めるときは、新たに伐採後の造林をすることを命じることなどができるようになります。また、無届出伐採などの罰金が30万円から100万円に引き上げられます。

※お問い合わせは、

北諸県農林振興局林政・普及担当（☎23-4523）

役場 産業振興課 農林整備係（3階⑫番窓口）

（☎52-1111・内線333）にお願いします。

◆海外での口蹄疫の発生情報

台湾で、今年1月19日に口蹄疫ウイルスが発見された周辺の1養豚場で、口蹄疫を疑う症状の豚5頭が発見され、同農場すべての豚34頭の殺処分を実施したと台湾防疫検疫局が発表しました（2月10日付農林水産省情報）。

農家の皆さんは、飼養衛生管理基準をよく守り、消毒の徹底や野生動物の侵入防止対策を図るなど、さらに発生防止対策の強化をお願いします。

伝染病から家畜の命を守るのはあなた自身です。
周りの人にも呼びかけて、これまでの教訓を生かして、
日本一安全・安心な町を目指しましょう。

※毎月20日は「県内一斉消毒の日」です。



- ・ 畜舎入口への石灰散布
- ・ 踏み込み消毒槽の設置
- ・ 空畜舎の消毒

※消毒薬の必要な方は、役場で配布しています。
役場3階 産業振興課までお越しください。

※お問い合わせは、

都城家畜保健衛生所（☎62-5151）

産業振興課 畜産振興係（3階⑫番窓口）

（☎52-1111内線331・343）にお願いします。

◆ 農業者年金（積立年金）に加入しませんか

「農業者年金」は、自分自身が納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる**確定拠出型年金**です。平成14年から現在の積立方式の年金制度になりました。

【加入資格】

◎国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人

(注1) 国民年金の保険料免除者は加入できません

(注2) 国民年金の付加年金（保険料月額400円）への加入が必要です

(注3) 国民年金基金・みどり年金基金に加入していない人

☆配偶者、後継者など家族農業従事者、自分名義の農地を持っていない農業者も加入できます。

☆脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

【保険料】

①月額2万円～6万7,000円までの間で、1,000円単位で自由に納付金額が決められます。

農業経営の状況や老後設計に応じて納付金額はいつでも見直せます。

②条件を満たせば、2割から5割の国庫補助の保険料助成が受けられる政策支援制度があります（ただし、保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります）。

【**税制の控除**】 ◎納付した保険料の全額が**社会保険料控除**として、所得から控除でき**節税につながります**。

☆農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額の試算～

加入年齢	納付期間	試算年金額（年額）			
		保険料月額 2万円の場合		保険料月額 3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	89万円	77万円	134万円	116万円
30歳	30年	59万円	51万円	88万円	76万円
40歳	20年	35万円	30万円	52万円	45万円
50歳	10年	15万円	13万円	23万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利利率が2.3%、65歳以降の予定利率が1.4%となった場合の試算です。

○付利利率2.3%・・・

農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率。

○予定利率1.4%・・・

農林水産省告示（H23.4.1施行）により定められている率

※お問い合わせ・ご相談は、

産業振興課 農業委員会事務局（3階 ⑫番窓口）

（☎52-1111・内線342）または、

都城農協三股支所 金融共済課（☎52-1122）

農業者年金基金（☎03-3502-3942）にお願いします。



健康管理センターからのお知らせ

◆ 「三州健康教室」を開催します

三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせのうえ参加してください。

日時 3月16日（金） 午後3時～4時

場所 三州病院3階 カンファレンス室

内容 テーマ「腰・肩の痛みと治療」

講師：鹿児島大学 整形外科 川畑 直也 先生

定員 60人

申込方法 電話または来院時に申し込みしてください。



※お申し込み・お問い合わせは、三州病院（☎22-0230）

にお願いします。

◆平成24年度に小学校に入学するお子さん
(平成17年4月2日～18年4月1日生まれ)
の保護者の皆さんへ

定期の予防接種は終わっていますか？小学校に入学する前に終わらせておきましょう。

※ 定期の予防接種とは、予防接種法で定められた予防接種で、一定の年齢になったら受けることが望ましいとされ、保護者には努力義務が課せられている予防接種です。

定期の予防接種	無料接種期限 (接種費用を町が負担し 無料で受けられる期限)	無料接種期限後の自己負担額
①三種混合 (ジフテリア、 百日せき、 破傷風) ②ポリオ ③日本脳炎	生後90か月まで (7歳6か月まで)	①三種混合：約5,000～7,000円 ②ポリオ：約6,000円 ③日本脳炎：約7,000円
④麻しん・風しん混合ワクチン または 麻しんワクチン 風しんワクチン	平成24年 3月31日まで	④麻しん・風しん混合ワクチン ：約1万1,000円

指定医療機関は「三股町予防接種カレンダー」「三股町ホームページ」をご覧ください。



※ お問い合わせは、
健康管理センター（☎52-8481）にお願いします。

⑥ 福祉課からのお知らせ

◆ 宮崎県認知症疾患医療センター研修会のご案内

社団法人八日会 大悟病院では、平成23年12月1日付で県より認知症疾患医療センターの指定を受け、当センターを開設し活動をスタートしています。

このたび、地域の皆さんや、介護・医療・保健・福祉関係者の皆さんを対象に『認知症疾患医療センターについて』をテーマとして研修会を計画しました。皆さんのご参加をお待ちしています。

日 程	3月31日(土)
時 間	午後1時30分～4時
場 所	町立文化会館
内 容	『認知症疾患医療センターについて』
対 象 者	町民の皆さん、介護・医療・保健・福祉関係者
参 加 料	無料
申し込み	不要。直接ご入場ください。

プログラム		
1時30分～	認知症疾患医療センター概要	センター長 三山 吉夫
1時45分～	認知症ケアへの取り組み	看護師 谷口 光恵
2時～	認知症のリハビリについて	作業療法士 辻 美和
2時15分～	専門医療相談について	精神保健福祉士 猪野 裕
2時40分～	私たちにできること	医師 井上 輝彦
3時30分～	質疑・応答	コーディネーター 三山吉夫
4時	終了	

※ お問い合わせは、
認知症疾患医療センター（☎52-5800）にお願いします。

◆ 戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求期限が近づいています

・ 請求受付期限は、平成24年3月31日（土）です。

まだ請求していない人はお急ぎください。

請求期間内に請求をしなかった場合には、支給されません。

- ・ 対象者・・・旧ソ連邦またはモンゴル国の地域での戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍をお持ちの生存者。

※（特別措置法施行日（平成22年6月16日）以降になくなられた人の相続人は請求できますが、施行日前になくなられた人のご遺族などは、対象となっていません）。

- ・ 請求書をお持ちでない人は、（独）平和祈念事業特別基金から請求書類を送付しますので、至急お電話ください。

※ご連絡・お問い合わせは、独立行政法人平和記念事業特別基金
事業部特別給付金認定担当（☎0570-059-204・ナビダイヤル）
（IP電話・PHSからは03-5860-2748）
平日午前9時から午後6時まで受け付け（土日祝日は休み）
ただし、3月31日（土）は受け付けています。

相談ごと関係

◆ 「ふれあい福祉相談」のご案内

社会福祉協議会では、生活上の問題・結婚・離婚・金融上のトラブル・介護のことなどあらゆる相談を受け付けます。

また、電話での相談も行います。

- 1、日 時： 毎日 午前9時～午後5時（土・日・祝日は除きます）
- 2、場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

※ お問い合わせは、社会福祉協議会（☎52-1246）
にお願いします。

◆ 「交通事故無料相談」のご案内



都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故でお困りのことがありましたら、どんなことでもご相談ください。

日 時： 毎日 午前9時～午後4時（土・日・祝日は除く）

場 所： 都城市役所2階 生活文化課内

* 事前に、電話にてお問い合わせください。

※お問い合わせは、都城地区交通事故相談所（☎23-0944）

◆ 「人権相談」のご案内

無料です

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩みごと相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。

★特設人権相談 *予約は不要です。

実施日	担当者	時 間	場 所
4月4日（水）	柿原 信知さん	午前10時 ～	総合福祉 センター
5月2日（水）	南畑 静子さん		
6月1日（金）	後藤田 規子さん	午後3時	「元気の杜」

★常設人権相談

日 時： 平日の午前8時30分～午後5時15分

場 所： 宮崎地方法務局都城支局（都城合同庁舎5階相談室）

担当者： 人権擁護委員・法務局職員



※お問い合わせは、
特設人権相談：総務課 行政係（2階⑧番窓口）（☎52-1111・内線232）
常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局（☎22-0490）